

平成 23 年 1 月 1 日発行

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 15

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162 - 23 - 4133

## 警察官をかたる不審電話に注意！ (稚内警察署)

全道各地で、警察官を名乗る男が、年配の女性の自宅に電話をかけ、暗証番号を聞きだし、銀行協会職員や銀行員などになりすました共犯者がキャッシュカードを受け取りに来て、預金を引き出される被害が増えています。

警察や銀行などが口座番号や暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードや通帳を受け取りに訪問することはありません。

### 最近の手口

犯行グループは、警察官騙りなどで使用する電話番号を海外の電話会社を通じて、希望の番号にして、例えば「0 1 1 0」など、末尾の4桁を「0 1 1 0」にして、ナンバーディスプレイ等に表示された番号を見た被害者等が「警察からの電話」だと信用させる手口が道外で発生しています。

海外からの電話では、市外局番にあたる一番左に「0」がつかないので、特に注意して見てください。

### 被害に遭わないために

- 絶対に口座番号、残高、暗証番号を他人に教えないこと!
- 絶対にキャッシュカードや通帳を他人に渡さないこと!
- 怪しい電話がかかってきたら、すぐに警察に通報すること!



## 無料法律相談の活用を!

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回、第2日曜日に実施しています。  
事前に申込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

**【実施日】** 1月16日・2月20日・3月13日

稚内市 市民生活課 生活交通グループ 電話 (直通) 23 - 6413

## 相談事例(稚内市消費者センター)

### 出会い系サイト

**相談内容** 無料の占いサイトに登録したところ、色々なサイトからメールが来るようになり、その中の出会い系サイトで知り合った女性に2千万円をあげると言われた。ポイントを購入して女性とメールを交換していたが、女性からサイトを通すとメール費用がかかるから、サイト契約を解除するように指示された。サイト解除のためのポイントを購入、指示通りにしたが、いくらやっても解除することが出来ず騙されたことに気がついた。

**対処** 使用したポイント料金の支払先に指定された口座は、金融機関で不正口座であることが判明し、返金されたため、相談者は改めてサイト業者に違う口座番号を教えてもらい入金を行っていた。センターでは、この口座を不正口座として財務局に報告し、サイト業者、クレジット決済代行業者に経緯を書いた書面を送付。その後業者と交渉し、返金となった。

**助言** このようなトラブルを防ぐために、サイトへの不用意なアクセスや登録は避けましょう。知らない相手から大金は手に入りません。

### トラブル防止の心得

- 一 うますぎる話しには要注意
- 二 本当に必要なものかももう一度冷静に考えて
- 三 必要がない時は、勇気を持ってきっぱりと断りましょう
- 四 その場では契約せず、家族や知人に相談を
- 五 契約内容はよく確かめて
- 六 契約書や領収書は必ず受け取りましょう
- 七 困ったら一人で悩まず、すぐに信頼できる友人や相談窓口にご相談を

## 出前講座

稚内市消費者センターは、11月26日、宝来地区活動拠点センターで、同地区4老人クラブ会員50人を対象に「あなたを狙う悪質商法について」をテーマに出前講座を実施しました。悪質商法による被害防止とクーリングオフについて「催眠商法に気をつけて」の寸劇を交えながら説明しました。(写真参照)



また、これに先立ち稚内警察署生活安全課課長 大潤文弘氏による「高齢者の交通事故防止及びあなたを狙う悪質商法について」の講話がありました。

稚内市の出前講座「悪質商法について」の申込み・問い合わせは、

稚内市市民生活課 電話(直通)23-6413 まで